

令和8年熊本地震への協会の対応について

1. 「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」
（令和8年7月28日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診できることを周知した。
2. 「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年7月28日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）及び「令和8年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」（令和8年8月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づき、協会として、令和8年8月5日に医療機関等における一部負担金等の支払の免除を決定。

事項	内容
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和8年11月30日診療分まで行う。

■ 令和8年熊本地震における災害救助法適用市町村（令和8年8月16日時点）

法適用市町村		法適用日 （公示日）
熊本県 （10市10町1村）	熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町	7月28日 （7月28日）